

小笠原村地域防災計画目次

第 1 部	総則	1
第 1 章	計画の方針	1
第 1 節	計画の目的	1
第 2 節	計画の範囲	1
第 2 章	計画の運用	1
第 1 節	計画の修正	1
第 2 節	法令に基づく計画との関係	1
第 3 節	計画の習熟	2
第 2 部	防災機関の業務大綱	3
第 3 部	小笠原村の概況	9
第 1 章	地勢の概況	9
第 2 章	世帯と人口	9
第 4 部	災害予防計画	11
第 1 章	防災に関する事項の把握	11
第 1 節	災害危険区域等に関する事項の把握	11
第 2 節	防災の調査把握	11
第 2 章	港湾及び漁港施設防災計画	12
第 3 章	道路防災計画	12
第 4 章	農林漁業防災計画	13
第 1 節	農林業防災計画	13
第 2 節	漁業防災計画	13
第 5 章	建物防災計画	13
第 1 節	計画方針	13
第 2 節	一般建造物防災計画	13
第 6 章	文化財防災計画	15
第 7 章	社会公共施設防災計画	16
第 8 章	ライフライン防災計画	16

第 1 節	上水道防災計画	16
第 2 節	電力施設防災計画	17
第 3 節	通信施設防災計画	17
第 9 章	危険物等保安計画	19
第 1 節	危険物保安計画	19
第 2 節	高圧ガス保安計画	20
第 5 部	防災知識普及計画	21
第 1 章	計画方針	21
第 1 節	計画方針	21
第 2 節	広報事項	21
第 2 章	職員の防災教育	21
第 3 章	村民に対する防災知識の普及	22
第 6 部	訓練計画	23
第 1 章	計画方針	23
第 2 章	総合防災訓練計画	23
第 3 章	消防訓練計画	23
第 7 部	災害応急対策の活動態勢	24
第 1 章	活動態勢	24
第 1 節	責務	24
第 2 節	活動態勢	24
第 2 章	本部の組織及び運営	24
第 3 章	防災会議の招集	28
第 8 部	通信連絡計画	33
第 1 章	通信連絡系統	33
第 2 章	通信態勢	33
第 3 章	通信途絶に対する措置	34
第 9 部	災害に関する情報及び予警報の収集及び伝達計画	37
第 1 章	災害情報の収集及び伝達	37

第 2 章	被害状況等の報告	38
第 3 章	災害地の特別調査	39
第 1 0 部	民間協力計画	42
第 1 章	民間組織の活用	42
第 2 章	公共的団体、業者団体、業者等の協力業務	42
第 3 章	住民団体等の協力業務	44
第 1 1 部	防災機関協力計画	45
第 1 章	管内防災機関との協力計画	45
第 2 章	東京都との協力計画	45
第 3 章	応急措置等の要請要領	46
第 4 章	自衛隊災害派遣要請計画	47
第 1 2 部	災害救助法の適用	49
第 1 章	災害救助法の適用	49
第 2 章	災害救助法の適用基準	50
第 1 3 部	災害広報計画	52
第 1 章	災害広報情報の収集	52
第 2 章	住民への広報	52
第 3 章	報道機関への発表	52
第 4 章	広聴活動	53
第 5 章	広報写真の作成	53
第 1 4 部	輸送計画	54
第 1 章	調達計画	54
第 2 章	配車等計画	54
第 3 章	人員及び救助物資等輸送計画	55
第 4 章	交通規制	55
第 1 5 部	労務需給計画	56
第 1 章	労力の確保	56

第 2 章	工作協力隊	56
第 3 章	労務者雇上計画	56
第 4 章	労務供給計画	56
第 5 章	費用の負担	57
第 1 6 部	消防計画	58
第 1 章	目的	58
第 2 章	消防活動	58
第 3 章	救出及び救急活動	59
第 1 7 部	海難対策	60
第 1 8 部	避難計画	61
第 1 章	計画方針	61
第 2 章	事前避難	61
第 3 章	避難の勧告及び指示	61
第 4 章	避難誘導	62
第 5 章	避難所の設置	63
第 6 章	避難所の開設	63
第 7 章	避難所の管理	64
第 8 章	車両等避難計画	66
第 1 9 部	食品給与計画	72
第 1 章	計画方針	72
第 2 章	食品調達計画	72
第 3 章	給食基準	74
第 4 章	食品の輸送及び集積地	74
第 5 章	炊出しの実施及び配分	74
第 2 0 部	生活必需品給与計画	78
第 1 章	生活必需品調達計画	78
第 2 章	生活必需品給（貸）与基準	79
第 3 章	生活必需品の輸送及び集積地	79

第 4 章	生活必需品の配分	79
第 2 1 部	義援金品配分計画	83
第 1 章	義援金品の受付	83
第 2 章	義援金品の配分	83
第 3 章	義援金品の輸送及び配分	83
第 4 章	義援金品の保管その他	83
第 2 2 部	ライフラインの応急対策計画	85
第 1 章	上水道の応急対策計画	85
第 1 節	応急対策等	85
第 2 節	給水計画	85
第 2 章	電力施設の応急対策計画	86
第 3 章	通信施設の応急対策計画	87
第 2 3 部	医療救護計画	88
第 1 章	医療救護活動	88
第 2 4 部	防疫計画	90
第 1 章	計画方針	90
第 2 章	防疫計画	90
第 3 章	島しょ保健所小笠原出張所の防疫活動	90
第 2 5 部	住宅応急対策計画	92
第 1 章	応急仮設住宅	92
第 1 節	設置主体	92
第 2 節	設営地の選定	92
第 3 節	応急仮設住宅の建設	92
第 4 節	入居者の選定	93
第 5 節	住宅の管理	93
第 2 章	公設住宅及び民間住宅等の斡旋	93
第 2 6 部	障害物除去計画	94

第 1 章	住宅関係障害物除去	94
第 2 章	道路関係障害物除去	94
第 2 7 部	清掃計画	95
第 1 章	塵芥処理計画	95
第 2 章	し尿処理計画	95
第 2 8 部	死体搜索、処理及び埋葬計画	97
第 1 章	死者及び行方不明者の搜索	97
第 2 章	死体の検案及び輸送	97
第 3 章	死体収容所の設営	97
第 4 章	死体の埋火葬	98
第 2 9 部	警備計画	99
第 1 章	警備方針	99
第 2 章	警備態勢	99
第 3 章	警備活動要領	99
第 3 0 部	応急教育計画	100
第 1 章	計画方針	100
第 2 章	応急教育	100
第 3 章	学用品の調達及び支給方法	101
第 3 1 部	母島防災計画	102
第 1 章	通信可能時の父島・母島間の通信連絡	102
第 2 章	通信途絶時等の対応	102
第 3 章	その他の母島防災計画	102
第 4 章	母島の気象観測用機材整備計画	103
第 3 2 部	その他応急対策計画	105
第 1 章	被災証明書発行要領	105
第 2 章	南関東地方が大災害に襲われた場合の応急対策	105

第 3 3 部	災害復旧計画	107
第 1 章	民生安定のための緊急計画	107
第 1 節	被災者の生活確保	107
第 2 節	中小企業緊急資金融資計画	108
第 3 節	農漁業資金融資計画	108
第 2 章	激甚災害指定計画	109
第 3 章	公共施設災害復旧計画	109
第 3 4 部	東南海・南海地震防災対策推進計画	111
第 1 章	計画の方針	111
第 1 節	計画の目的	111
第 2 節	他の法令に基づく計画との関係	111
第 2 章	防災機関が処理すべき事務又は業務の大綱	112
第 3 章	災害予防対策	113
第 1 節	緊急整備事業	113
第 2 節	広報及び教育	114
第 3 節	事業所に対する指導等	116
第 4 節	防災訓練	119
第 4 章	災害応急対策	120
第 1 節	応急活動態勢	120
第 2 節	津波情報の収集・伝達	124
第 3 節	災害救助法の適用	126
第 4 節	相互応援協力・派遣要請	126
第 5 節	消防・危険物対策	127
第 6 節	避難	128
第 7 節	警備・交通規制	131
第 8 節	救援・救護	134
第 9 節	飲料水・食料・生活必需品等の供給	137
第 10 節	船舶の安全確保対策	143
第 11 節	水道・電気・ガス・通信施設等の応急・復旧対策	144
第 12 節	公共施設等の応急・復旧対策	144
第 5 章	災害復興計画	145

第 3 5 部	小笠原近地地震・津波防災対策推進計画.....	146
第 1 章	計画の方針	146
第 1 節	計画の目的	146
第 2 節	他の法令に基づく計画との関係	146
第 2 章	防災機関が処理すべき事務又は業務の大綱	147
第 3 章	災害予防対策	148
第 1 節	津波に関する学習等の充実.....	148
第 2 節	防災関係施設整備.....	148
第 3 節	津波監視態勢の確立	149
第 4 章	災害応急対策計画.....	150
第 1 節	初動態勢の確立.....	150
第 2 節	応急活動態勢	150
第 3 節	避難	150
第 5 章	災害復興計画	150
資料編		
資料第 1	島しょ町村災害時相互応援に関する協定	
資料第 2	過去の津波襲来履歴	